



令和5年12月1日

一般社団法人島根県経営者協会 会長 殿

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省島根労働局
国土交通省中国地方整備局
島根県土木部
一般社団法人島根県建設業協会
島根県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の島根県の労働時間につきましては、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、併せてよろしくお願いいたします。

なお、建築設計事務所等の皆さまにおかれましては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2



※ 「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、島根労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会の開催や建設業者による自主的な取組を促進するとともに、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、島根県土木部、中国地方整備局で構成する組織です。



令和5年12月1日

島根県商工会議所連合会 会頭 殿

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省島根労働局
国土交通省中国地方整備局
島根県土木部
一般社団法人島根県建設業協会
島根県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の島根県の労働時間につきましては、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、併せてよろしくお願いいたします。

なお、建築設計事務所等の皆さまにおかれましては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2



※ 「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、島根労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会の開催や建設業者による自主的な取組を促進するとともに、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、島根県土木部、中国地方整備局で構成する組織です。



令和5年12月1日

島根県商工会連合会 会長 殿

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

厚生労働省 島根労働局
国土交通省 中国地方整備局
島根県 土木部
一般社団法人 島根県建設業協会
島根県建設産業団体連合会

建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）

平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の島根県の労働時間につきましては、全産業の中で建設業が最も長くなっており、また、職種別の有効求人倍率についても、建設等従事者の倍率が高水準で推移し、建設業における人手不足の状況が続いているところです。

建設業において、将来の担い手を確保していくためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）により法定化された時間外労働の上限規制について、建設業においては、令和6年3月までその適用が猶予されており、それまでに長時間労働の削減に向けた取組が求められるところです。

建設業における働き方の見直しに向け、今後、工事施工者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得促進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、発注者等においても、工事の発注に当たり、労働時間に関する法制度の理解促進や工事施工者等への配慮などが不可欠となります。

つきましては、改めて本取組の趣旨を御理解いただくとともに、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、下請等協力事業者に短期間の納期や、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」を生じさせることのないよう、取引上必要な配慮と下請等協力事業者への周知啓発にも御理解と御協力をいただきますよう、併せてよろしくお願いいたします。

なお、建築設計事務所等の皆さまにおかれましては、週休2日に十分配慮した工期を発注者に提示していただき、また、発注者におかれましては、やむを得ない事由による工期の延長に対して柔軟に御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html#h2_free2



※ 「島根県建設業関係労働時間削減推進協議会」は、島根労働局を事務局として、改正労働基準法等労働時間に関する法制度等の周知理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会の開催や建設業者による自主的な取組を促進するとともに、その他必要な支援等を行うことを目的に設立した、一般社団法人島根県建設業協会、島根県建設産業団体連合会、島根県土木部、中国地方整備局で構成する組織です。

「建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）」

日時：令和5年12月1日（金）午前10時30分～

場所：島根県商工会館 3階議員談話室

＜訪問要請の流れ＞

- 1 本要請の趣旨・本日の流れについて（説明）
- 2 要請文書の交付（及び写真撮影）
- 3 意見交換
- 4 写真撮影
- 5 取材対応（個別）

【本件照会先】島根労働局労働基準部監督課

監督課長 濱崎雄俊

監察監督官 森下孝則

電話 0852-31-1156

「建設業における時間外労働の上限規制適用に向けた長時間労働削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組について（要請）」

訪問要請出席者一覧

日時：令和5年12月1日（金）午前10時30分～

場所：島根県商工会館 3階議員談話室

○一般社団法人島根県経営者協会

役 職	氏 名
会 長	久保田 一朗

○島根県商工会議所連合会

役 職	氏 名
専務理事	松浦 俊彦

○島根県商工会連合会

役 職	氏 名
副会長	植田 良二

○島根県建設業関係労働時間削減推進協議会

機 関 名	役 職	氏 名
厚生労働省島根労働局	局 長	宮口 真二
国土交通省中国地方整備局建政部	建設産業調整官	門田 恵介
島根県土木部	部 長	五十川 泰史
一般社団法人島根県建設業協会	会 長	平塚 智朗
島根県建設産業団体連合会	副会長	和田 晶夫

*事務局 島根労働局労働基準部監督課 課長 濱崎 雄俊

島根県建設業関係労働時間削減推進協議会設置要綱

1 目的

建設業においては、働き方改革の取組を進める中、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制の適用が開始されることから、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準の適用が猶予されている期間における長時間労働削減に関する自主的な取組が重要となる。

このため、本協議会は、関係行政機関が緊密に連携し、業界団体等による協力の下で、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知及び理解の促進に向けた建設業に対する労働時間等説明会を開催等することにより、建設業者が自主的な取組を促進するとともに、その他の必要な支援等を行うことを目的として、島根県建設業関係労働時間削減協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

協議会の構成員は、以下の団体・機関等の各員（以下「委員」という。）をもって充てる。都合により欠席する場合は代理の者を立てることができ、予め協議会に代理の者の氏名等を報告する。

- (1) 一般社団法人島根県建設業協会
- (2) 島根県建設産業団体連合会
- (3) 島根県
- (4) 中国地方整備局
- (5) 島根労働局

3 協議事項

協議会における協議事項は次に掲げるものとする。

- (1) 建設業における働き方改革に関する各団体・機関等の取組について（県下の建設業者における現状と課題等を含む）
- (2) 労働時間等説明会の在り方等について（内容及び取組の進め方等を含む）
- (3) その他必要な事項について

4 事務局

事務局は島根労働局労働基準部監督課に置き、必要な事務等を行う。

5 会議の開催

協議会は、必要に応じ、他の構成員と協議の上、島根労働局が構成員の参集を求めて事務局が開催する。

6 ワーキンググループの設置

協議会には、上記3に掲げる事項に関して専門的に検討・協議等を行う機関としてワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。WGには委員が指名する者を参加させることとする。なお、議論の状況等より、必要に応じ、オブザーバーの参加を認めるものとする。

7 その他

- (1) 本要綱については、令和5年7月4日から施行する。
- (2) 本要綱に定めのない事項については、必要に応じて構成員と協議の上、決定する。

一般社団法人島根県建設業協会

- 設 立 昭和23年2月3日
- 所 在 地 島根県松江市西嫁島一丁目3番17号
- 地区協会 11地区協会
(一社) 島根県松江地区建設業協会、(一社) 島根県安来建設業協会
(一社) 島根県雲南地区建設業協会、(一社) 仁多地区建設業協会
(一社) 島根県出雲地区建設業協会、(一社) 大田建設業協会
(一社) 島根県智建設業協会、(一社) 島根県浜田地区建設業協会
(一社) 島根県益田建設業協会、(一社) 鹿足建設業協会
(一社) 島根県隠岐地区建設業協会
- 会員企業 397社
- 目 的 建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、建設業の健全なる発展を図り、併せて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 正副会長 会 長 平塚智朗 (松江地区会長)
副会長 梅野直宏 (出雲地区会長)
〃 原 諭 (浜田地区会長)
〃 佐藤和彦 (仁多地区会長)

島根県建設産業団体連合会

- 設 立 平成5年2月9日
- 所 在 地 島根県松江市西嫁島一丁目3番17号
- 会員団体 14団体
(一社) 島根県建設業協会、(一社) 島根県測量設計業協会、
(一社) 島根県管工事業協会、島根県生コンクリート工業組合
(一社) 島根県舗装協会、(一社) 島根県建築技術協会
(一社) 島根県建築士事務所協会、(一社) 島根県電業協会
島根県コンクリート製品協同組合、島根県アスファルト合材協会
島根県交通安全施設事業協同組合、中国地質調査業協会島根県支部
(一社) 島根県造園協会、(一社) 島根県法面協会
- 会員企業 1014社
- 目 的 島根県内の建設業及び建設業に関連する産業における各種業間の緊密な協力関係を確立し、建設産業の構造改善及びその社会的地位の向上を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 正副会長 会 長 中筋豊通 (島根県建設業協会 顧問)
副会長 平塚智朗 (〃 会長)
〃 和田晶夫 (島根県測量設計業協会 会長)
〃 田本 稔 (島根県管工事業協会 会長)

島根労働局発表

令和5年11月22日（水）

担当
島根労働局労働基準部監督課
課長 濱崎 雄俊
監察監督官 森下 孝則
TEL 0852-31-1156

建設業における働き方の見直しに向けた 取組の周知・協力を要請します

～ 島根労働局・中国地方整備局・島根県・島根県建設業協会・
島根県建設産業団体連合会による要請 ～

日時と訪問団体

- 日時：令和5年12月1日（金） 午前10時30分から
- 訪問団体：一般社団法人島根県経営者協会
島根県商工会議所連合会
島根県商工会連合会
- 実施場所：松江市母衣町55-4 島根県商工会館 3階議員談話室

<要請の趣旨>

建設業は、他の業種に比べて長時間労働等の実態にあり、将来の担い手確保のためには、長時間労働の抑制をはじめとした働き方改革の推進により、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務となっています。

また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用開始に向けて、建設業における長時間労働の是正等を一層積極的に進める必要があります。

一方、建設業の労働者が長時間労働となっている背景には、短い工期の設定といった取引慣行上の問題等、個々の事業者の努力だけでは解決が困難な課題が見られます。

建設業における働き方の見直しに向けては、今後、建設事業者等において、週休2日制の推進、年次有給休暇の取得推進、適正な工期の設定などの取組が進んでいくものと考えられますが、そうした取組を進めるためには、建設事業者が抱える課題について、発注者などの皆様においても、工事発注に当たり、労働時間に対する法制度の理解促進や建設事業者などへの配慮などが不可欠となります。

今回、改めて本取組の趣旨をご理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発のご協力をお願いするものです。

<出席予定者>

島根県経営者協会長、島根県商工会連合会副会長、島根県商工会議所連合会専務理事
厚生労働省島根労働局長、国土交通省中国地方整備局建政部建設産業調整官、島根県土木部長、
一般社団法人島根県建設業協会長、島根県建設産業団体連合会副会長

<取材に当たってのお願い>

- 要請当日、取材していただける報道機関におかれましては、令和5年11月30日（木）昼12時までに、上記担当者へ電話連絡により、「報道機関名」「連絡先」「担当者氏名」「同行者氏名」の登録をお願いします。
- 取材時は、許可された場所以外での撮影等はご遠慮願います。
- 感染症拡大防止のため、マスクの持参・着用にご協力をお願いします。

働き方改革関連法により改正された労働基準法における時間外労働の上限規制の概要

○ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とされた。

※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。

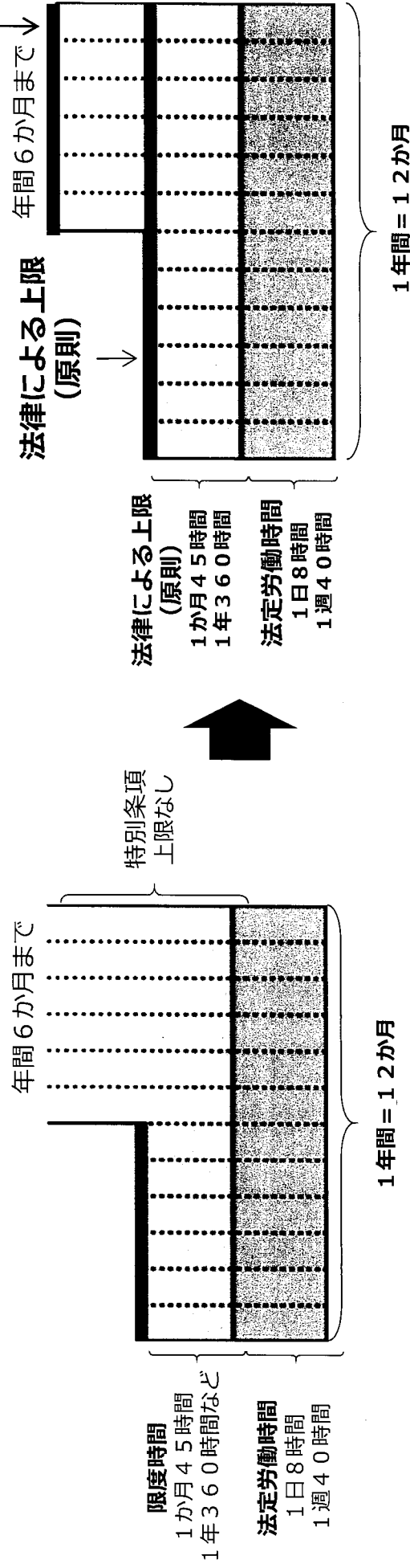
※平成31年4月1日施行／中小企業は令和2年4月1日施行／一部、令和6年3月31日まで適用猶予あり。

※働き方改革関連法前は、大臣告示により限度時間等を定めていたが、臨時的で特別な事情がある場合においては、同告示には時間外労働の上限は定められていなかった。

時間外労働の上限規制のイメージ

法律による上限（例外）

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間以内（休日労働含む）
- ・月100時間未満（休日労働含む）



上限規制の適用が猶予となる事業・業務

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予期間終了後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業（※）		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ● 災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務（※）		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ● 時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医療に従事する医師	<p>上限規制は適用されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ● 時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 ● 医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 <p>※ 2 医療に従事する医師の一般的な上限時間（休日労働含む）は年960時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p> <p>地域医療確保暫定時例水準（B・連携B水準）又は集中的技能向上水準（C水準）の対象の医師の上限時間（休日労働含む）は年1,860時間/月100時間未満（例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある）。</p>
鹿児島県及び中縄県における砂糖製造業	<p>時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限規制がすべて適用されます。

※ 建設事業及び自動車運転の業務については、働き方改革関連法施行後の労働時間の動向その他の事情を勘案しつつ、上限規制の特例の廃止について引き続き検討するものとされている（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 附則第12条第2項）。